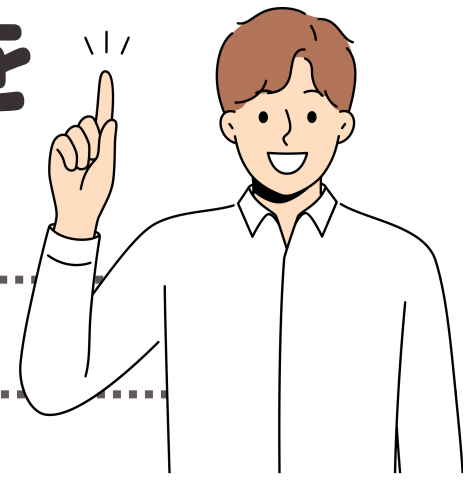




空き家の活用を 応援します!



空き家活用推進事業補助金

補助の内容

市内の「空き家バンクに登録されている空き家」または「宅地建物取引業者と媒介契約を締結した空き家」を売買(賃貸)契約した方に、居宅や店舗などの目的で活用するために必要となる改修費の一部を支援します。

補助条件

補助を受けるには、次の条件すべてを満たすことが必要です。

- ① 市内に住民票を置く者(交付後1年以内に転入する場合も含む)であること
- ② 築20年以上経過した空き家であること
- ③ 売買(賃貸)契約日から1年以内に申請の手続きをすること
- ④ 市内に事業所を有する事業者が改修工事を施工すること
- ⑤ 改修後、目的のために10年以上活用すること

なお、補助金は補助対象物件につき1回限りの利用となります。

補助金額

空き家バンク登録物件の場合.....最大 **50**万円
 媒介契約を締結した物件の場合...最大 **25**万円

いずれも
補助対象経費の
1/3以内が上限

補助対象外

- 各種申請手続き及び検査の費用
- 権利の取得に要する費用
- 備品(給湯設備及び造り付けの備品を除く)の購入費用

手続き方法

! 必ず、事業着手前に申請してください。事業着手後の受付はできません。

- ① 申請時※ 着手前
- 補助金等交付申請書
 - 誓約書
 - 収支予算書
 - 役員等名簿
 - 見積書
 - 計画平面図(改修前後)
 - 写真(外観・着手予定箇所)
 - 売買・賃貸契約書
 - 媒介契約書もしくは
空き家バンク登録通知
 - 住民票
 - 市税完納証明書
 - 建物の建築年がわかる書類

- ② 事業着手時
- 着手届

- ③ 内容変更時※ 着手前
- 補助金等変更交付申請書
 - 収支予算書
 - 見積書
 - 写真(着手予定箇所)

- ④ 事業完了時
- 完了届

- ⑤ 実績報告
- 補助事業等実績報告書
 - 収支決算書
 - 補助金等請求書
 - 工事費請求明細書
 - 領収書
 - 写真(完成後)

事前にお問い合わせください!!
 宍粟市建設部住宅土地政策課
 〒671-2593
 宍粟市山崎町中広瀬 133 番地6
 ☎0790-63-3166 ☎0790-62-9939
 ✉akiyataisaku-kk@city.shiso.lg.jp

※ 年度内に事業を完了する必要があります。
 ※ 受付は先着順とし、予算に到達次第終了します。

